

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

一 給付基礎額の最低額を八千七百円に引き下げる。(第五条第二項関係)

二 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を十万四千五百七十円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万六千七百九十円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二千二百九十円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八千四百円にそれぞれ引き上げる。(第七条の二第二項関係)

三 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。(附則関係)

